

「県民の日パネル」貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、「県民の日パネル」（以下「パネル」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 県及び県内市町村・学校等が開催する行事
- (2) 市民活動団体等（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、公益的な目的で開催する行事
- (4) 上記以外で、県が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の承諾)

第3条 パネルの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ、「県民の日パネル」借受申請書（別記第1号様式）に必要な事項を記入の上、借受けを希望する団体等の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、千葉県環境生活部県民生活・文化課長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 管理者は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、パネルの使用を承諾する。

- (1) 借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) パネルの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、管理者がパネルの使用について不適當であると認めるとき。

3 管理者は、前2項の規定により使用を承諾する場合、「県民の日パネル」使用承諾書（別記第2号様式）により、使用を承諾しない場合、「県民の日パネル」使用不承諾通知書（別記第3号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

4 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

(貸出方法)

第4条 パネルを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接パネルを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として2週間以内とする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) パネルを第三者に転貸しないこと。
- (4) パネルの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (5) 第3条第4項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消す。

この場合、借受者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受期間中に、パネルを汚損した場合、借受者の責任と負担により、修補を行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 パネルの使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、パネルの取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年10月17日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式

「県民の日パネル」借受申請書

年 月 日

千葉県環境生活部県民生活・文化課長 様

申請者住所（所在地）

団 体 名

代 表 者 名

印

下記のとおり、県民の日パネルを使用したいので申請します。

記

1 行事名	
2 開催日時	
3 開催会場	
4 行事の目的及び内容	
5 行事の問い合わせ先	
6 借受期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
7 借受担当者名	

【添付資料】

○借受を希望する団体の概要

○行事の概要が分かる資料（チラシ、企画書 等）

第2号様式

「県民の日パネル」使用承諾書

第 号
年 月 日

様

千葉県環境生活部県民生活・文化課長

別添写しにより申請のあった「県民の日パネル」の使用については、下記遵守事項を守って使用することを条件に使用を承諾します。

記

【遵守事項】

- (1) 承諾された行事のみに使用すること
- (2) 貸出期間を遵守すること
- (3) パネル返却時には、パネルを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること
- (4) パネルを第三者に転貸しないこと
- (5) パネルの使用について、以下の注意事項を遵守して取り扱うこと
 - ①雨天時は、原則として屋外での使用は控えること
 - ②汚損・破損しないよう展示及び輸送・保管の際は十分注意すること
- (6) その他、使用条件を示された場合は、その条件を遵守すること

貸出日	年 月 日 ()
返却日	年 月 日 ()

第3号様式

「県民の日パネル」使用不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県環境生活部県民生活・文化課長

年 月 日付けで申請のあった「県民の日パネル」の使用については、下記のとおり不承諾とします。

記

- 1 行事名
- 2 使用場所
- 3 使用期日
- 4 借用期間
- 5 不承諾の理由